

第 10 回 子どもに関する政策討論会議（議事概要）

日 時：令和 5 年 12 月 20 日（水）13:00～14:47

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：子どもに関する政策討論会議 委員 11 人（中森博文座長 欠席）

子ども・福祉部

西崎次長兼子ども政策総括監

竹内少子化対策課長 ほか

教育委員会事務局

早田小中学校教育課長

元水子ども安全対策監

議会事務局 小西企画法務課長 ほか

資 料：事項書

資料 1 三重県子ども条例（執行部説明資料）

資料 2 参考資料（執行部説明資料）

杉本副座長

ただいまから、第 10 回子どもに関する政策討論会議を開会いたします。

本日、座長が欠席いたしておりますので、子どもに関する政策討論会議運営要綱第 5 条第 4 項の規定により、私が代わりまして、座長の職務を行います。よろしく願いいたします。

それでは、本日は、三重県子ども条例等について執行部からの聴取調査を行います。

調査の進め方ですが、子ども・福祉部から説明を受けた後、これに対する質疑の時間を取ることにしますので、御了承願います。

また、聴取調査を終了した後に、委員間討議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、執行部の出席者につきましては、役職等を限定せず、詳細な説明ができる職員に出席を求めていますので、御了承願います。

また、教育委員会事務局の関係職員にも出席いただいておりますので、御承知おきください。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

西崎次長兼子ども政策総括監

それでは、子どもが豊かに育つことができる地域社会の実現を目指して、平成23年に施行されました三重県子ども条例についてのお話をさせていただきたいと思います。

資料1の方を見ながらお聞きください。よろしく申し上げます。

まず、1ページでございます。県の子ども条例は、1989年に採択された子どもの権利条約の理念に基づいて策定されたものでございます。まずは、その基盤となっている子どもの権利条約について、簡単に御紹介の方をさせていただきたいと思います。

2ページをお願いします。子どもの権利についての国際的な歩みの状況でございます。1959年に児童の権利に関する宣言が採択されまして、全ての児童は子どもとしての権利をそれぞれ持つとした宣言でした。そして、1989年に子ども権利条約が国連で採択され、1994年に日本もそれに批准しました。この条約は、子どもを権利を持つ主体として位置付けて、大人と同じく一人の人間として持つ様々な権利を認めているものとなります。

3ページをお願いします。子どもの権利条約につきましては、4つの原則がございます。まずは一番、命を守られ成長できること。具体的には医療や教育、生活への支援などを受けることが保障されるようなことです。2番目に子どもにとって最もよいこと。3番目に意見を表明し参加できることということで、こちらにつきましては、昨今の子どもの権利を守る取組としての子どもアドボカシーが注目されておりますが、その基盤となるようなものでございます。4番目が差別のないことということでございます。

次、4ページの方をお願いします。子どもの権利条約に定められている権利について、御説明を申し上げます。大きく4つに分けることができます。一つ、生きる権利ということで、これはいわゆる社会性の保障というか、生活に必要な健康に生まれて十分な食事も取れるような、そういった基本となるような権利になります。2番目が育つ権利。こちらについては、子ども自身の自由が守られて自分らしく育つことができる権利でございます。3番目が守られる権利ということで、いろいろな種類の差別や虐待などから守られるということでございます。4番目が参加する権利ということで、自分に関係あることについて自由に意見を表明したり、自由な活動をすることができるという権利でございます。これ

らについて、子どもの権利条約では、子どもについて、大人と同様に一人の人間として持つ権利と成長途上で弱い立場にある子どもならではの権利を定めているということが出来ます。

次に5ページをお願いします。こういった権利条約を基に、県の子ども条例が制定されてきましたが、簡単な子ども条例に向けての経緯について、御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、背景としまして、少子高齢化の進行であるとか、ライフスタイルの変化など、社会環境の変化に伴って、家庭や地域の子育て力が低下し、子どもに関わる様々な問題が顕在化してきたというのが背景としてございます。こういった中、県においては、平成20年4月にこども局という部局を設置しまして、以前から取り組んでおりました子育て支援に加えて、子ども自身の力を伸ばし、健やかな育ちを支える子育て支援を基本的な視点に加えて、取組の方を進めてきました。この子育て支援の考え方に基づいて、子育てを支援する地域社会に向かうため、平成23年4月に三重県子ども条例を制定いたしました。

続きまして、6ページ以降は、具体的な県の子ども条例の内容について、御説明の方をさせていただきたいと思えます。

7ページを御覧ください。まず、これが子ども条例の概要になります。前文において条例制定の趣旨、第3条において3つの基本理念、条例の第5条から第9条においてはそれぞれ各主体の役割を記載しており、第10条において各主体が相互に連携、協働するよう努めることとしています。

それでは、順にそれぞれの内容について説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。まず前文ですが、この前文も結構長いんですけども、3つの段落に分かれております。まず第1段落では、子どもは一人ひとりかけがえのない存在という基本認識の下、豊かに育つための権利として4つを記載しております。それは、安心して生きること。虐待やいじめ、そしてあらゆる暴力や差別から守られること。自らの力を発揮して成長すること。思いや意見が尊重されること。これは先ほど紹介させていただいた子どもの権利条約の4つの柱に対応するものという形になっております。

続いて9ページを御覧ください。次に、第2段落目ですが、ここは子どもの自己肯定感と地域社会づくりの必要性について説いております。子どもは大人と共に社会を作っていく存在であり、自ら育つ力や多くの可能性を持っていることとありますとか、そういったことで子どもの自己肯定感を育み、自ら育つ力を

支えるためには、まずは大人同士が地域の中でつながり合って、人と人とが強い絆で結ばれた地域社会に向かうことが大切であるという考えでございます。

次、10 ページを御覧ください。最後の第3段落目になりますけれども、最終的な目標である子どもの権利が尊重される社会の実現に向けて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組む決意を示し、条例制定の目的というふうな形でしております。

次、11 ページをお願いします。続きまして第3条。こちらは県の子ども条例の基本理念として、条例の目的を達成する上で基本とすべき考え方というのを示しているものでございます。

まず1つ目、子どもを権利の主体として尊重することということで、子どもは心身ともに成長途上で特別に保護されることが必要な存在でありながらも、基本的人権を有する個人として尊重されなければなりません。2番目、子どもの最善の利益を尊重することということで、子どもを思い通りにするというのではなく、常に子どもの意見を十分に尊重した上で、子どもにとって一番大切なこと、最も良いことが何かということ判断基準にするということでございます。3番目、子どもの力を信頼すること。子ども一人ひとりが本来持っている力を信じて、その力が発揮できるよう見守り支えるということでございます。

続きまして12 ページをお願いします。次に、第4条から第10条につきましては、見ていただいたら分かりますように、先ほど申しました3つの基本理念にのっとり、各主体が実施すべき役割や努力義務について定めております。各主体といいますのは、市町でありますとか、保護者でありますとか、学校でありますとか、県民でありますとか、様々な主体という形で役割について定めております。こういった様々な立場の皆さんが条例の基本理念を共有し、子ども一人ひとりの成長を温かいまなざしで受け止めて支えていくことが大切であると考えております。

続いて、次のページ、13 ページをお願いします。第11条では、条例の目的を達成するために、県が実施する施策の基本となる事項を掲げております。それでは、具体的な取組等を交えて説明の方をさせていただきたいと思っております。

14 ページをお願いします。11条の施策の基本となる事項でございます。

まず1つ目の事項は、子どもの権利について学ぶ機会の提供等でございます。こちらについて、次のページ、15 ページですが、具体的な取組としては、県では子ども自身が子どもの権利について知ることができるように、生活の中で実

際に権利が守られているかをチェックできるような子どもの権利ワークシートを作成しております、と同時に、DVDでありますデジタル絵本等も作成して、楽しく子どもの権利について学べるような取組の方をしております。こちらにつきましても、学校での授業に御活用いただけるように、各学校さんの方にも教材として提供させていただいておりますし、校長会等を通じて、活用についての働き掛けもさせていただいております。

続いて16ページです。また、県では、新しく児童養護施設に入所する子どもや里親等に委託される子ども向けに、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように、子どもの権利ノートについても配付をしております。こういった形で権利ノートを読むことで、施設や里親等の下での生活がどのようなものであるかを知ることができるとともに、自分が持つ権利についても知ることができるような形になっております。

続きまして17ページをお願いします。次に、第11条の2つ目の事項、子どもが意見表明をする機会の設定等について説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。子どもが意見表明をする機会の設定ということで、県の政策に対する子どもの意見を集めるために、インターネットを用いたキッズモニター等を継続して実施をしております。これに加えて、近年は子どもアドボカシーというものの取組の方をさせていただいております。子どもアドボカシーとは立場が弱い子どもの声を聞き、子どもの立場に立って子どもの思いを代弁することを言いますが、県では児童養護施設や一時保護所等に入所している子どもたちの意見表明をサポートする支援員としてアドボケイトの派遣に取り組んでおり、子どもたちの意見表明を支援しているところでございます。

次のページをお願いします。アドボケイトの具体的な役割はこちらの図のとおりでございます。児童養護施設や一時保護所に入所中の児童を対象に、アドボケイトさんが権利についてのワークショップやアドボケイトの紹介、希望する子どもへの個別の面談でありますとか、意見表明の支援などを行っております。

続きまして、20ページを御覧ください。第11条の3つ目の事項、子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援について説明をいたします。

21ページをお願いします。具体的な取組としましては、その一つとして県では、地域の企業と近隣の幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等に呼び掛けて、子どもの会社見学、オシゴトチャレンジ ミエキッズを実施しております。

続いて、22ページ。また、みえこどもの城では、令和3年度から、子どもの

主体性を育む事業として、キッズスタッフというのを実施しておりまして、このキッズスタッフというものは、イベントなどの企画、準備、広報、当日の運営まで全て子どもたちが自ら話し合っ、必要なものを自作し提供するといった子どもが主役の取組になっております。実際、そういったキッズスタッフを経験したお子さんからは、毎回やりがいや達成感を得られたことを伝える言葉とともに、別の学校にも友達ができて話し合えることが楽しかったなど、良い感想を寄せられているところでございます。

続きまして、23 ページを御覧ください。次に、第 11 条、4 つ目の事項、子どもの育ちを支える人材育成、環境整備について説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。人材育成に係る具体的な取組の一つとして、県では保育現場に従事する保育士の処遇改善や資質向上のためのキャリアアップ研修を実施しております。また、放課後児童クラブの運営に携わる放課後児童支援員を対象とした必要な知識や技能の習得等のための認定資格研修の方も実施しております。

続きまして 25 ページをお願いします。また、県では、子どもの居場所に関わる環境整備の取組として、子どもの居場所ニーズ・シーズマッチング事業の方を実施しております。こちらのスライドの図のように、この事業では、子どもの居場所さんがしてほしいこと、それから子どもの居場所を支援したいと考える企業や団体さんなどのシーズ、できることを見える化して、双方をマッチング・コーディネートすることで、子どもの居場所自体の活動を支援する取組を行っております。

続きまして、26 ページでございます。次に、第 12 条、13 条について説明の方をいたします。第 12 条では、県が子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応することを定めており、この規定に基づいて、子ども専用相談窓口、こどもほっとダイヤルというのを運営しております。また、第 13 条では、子どもの育ちについて、県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために、広報及び啓発を行うことを定めております。こちらにつきましては、孤立を防ぐことを目的としたみえの親スマイルワークでありますとか、県民の皆さんと対話を行うみえ出前トークにおいて、条例に係る広報・啓発の方を行っております。

続きまして、27 ページでございます。次に、第 14 条でございます。子どもの生活に関する意識・実態等、施策の推進に必要な調査を実施し、その結果を公表

することとしております。当部では、数年ごとに子どもの生活に関する実態調査をしておりまして、今年度、御存知のように、5年ぶりに調査の方を実施しております。年度末にその結果を踏まえて、みえの子ども白書として取りまとめる予定でございます。

続いて28ページでございます。次に、子ども条例の改正に向けた課題認識でございます。まずは、現状と課題のところでございますが、1つ目は困難を抱える子どもの増加でございます。こちらにつきましては、資料2の参考資料の3ページ辺りも見ていただければと思っておりますが、御存知のように、いじめや不登校、自殺、児童虐待相談の対応件数が過去最多のような状況になっているほか、子どもの貧困の連鎖を止められておらず、ヤングケアラーなど新たな課題も顕在化しております。3ページでは、児童相談所における相談対応件数の推移でありますとか、いじめの認知件数、後、自殺者数等挙げられておりますが、特に虐待対応件数におきましては、令和4年度は統計を取り出して過去最高の2,408件という相談件数がございまして、御存知のように、今年度、県内において、児童相談所が関わっている4歳の児童が死亡するという事案も起きている状況で、困難を抱える子どもの支援というのは非常に重要な取組になってきております。

続いて2つ目は、コロナ禍による子どもへの影響というところでございます。およそ3年間のコロナ禍の間、例えば生まれたばかりの赤ちゃんが3歳になると、もう言葉も発したり歩き出したりっていう状況になるように、大人にとっての3年間の影響も大きいとは思いますが、それ以上に子どもの影響というのは大きいと思います。やはりコロナ禍におきましては、様々な学校行事であるとかイベント等においても、中止、縮小などにより参加することができず、子どもたちの成長に必要な人との関わりや体験機会の方も失われているところでございます。そういった背景の中から、気分の落ち込みや友人関係の不安、生活リズムの乱れなど、コロナ禍が子どもの心身の状態に様々な影響を及ぼしており、不登校や自殺の増加につながっていると考えられます。参考資料の3ページの方には、いじめでありますとか自殺者の件数等も挙げさせていただいておりますが、こういった現状、コロナ禍の影響というふうなものも考えなければならぬと思っております。

3つ目は、こども基本法に基づく取組でございます。今年4月に施行された子ども基本法の第11条で、子どもの施策を策定、実施、評価するに当たり、対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映されるよう規定されており、これ

に対応する取組が必要というふうに考えております。

こういった現状と課題を踏まえて、条例改正の今後考える主なポイントとしては、困難を抱える子どもへの支援でありますとか、子どもの居場所づくり、子どもの意見の反映、権利侵害に対する救済の仕組みなどが考えられます。年内に閣議決定される見込みである国のこども大綱や県議会の御意見も踏まえるとともに、当事者である子どもや子どもに関わる様々な立場の方の御意見を伺いながら、条例改正に向けた検討の方を進めてまいりたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

杉本副座長

参考資料の方、まだ触れてないところをお願いします。

西崎次長兼子ども政策総括監

では、簡単に説明をさせていただきます。

まずは、1 ページ、2 ページは条例の全文を付けさせていただきます。

3 ページ目以降は、虐待件数、相談件数、それからいじめの認知件数、自殺者数につきまして、それぞれ経年的な推移の方を示させていただきます。

続きまして、4 ページに関しましては、就学援助件数という形で、経年的な状況の方を示させていただきます。援助率というのも年々高くなってきているような状況でございます。

10 代の人工妊娠中絶件数につきましては、10 代が占める割合につきましては、概ね 7 %、8 %、10 % ちょっと切るぐらいで推移しているという状況でございます。

続きまして、6 ページに関しましては、校則の見直しについての内容を示させていただきます。直近で言いますと、5 年には 12 月に県立の学校長会議で、時勢に合わない校則がある場合には、児童生徒、保護者、地域等の声を把握した上で、変更を行うよう改めて各校に働き掛けを行っていただき、今後の対応としましては、年度内に校則の変更を行った場合は、変更内容が適切であるかを確認していただく方向で考えていただいておりますし、校則見直しに当たっても、生徒会で議論する機会を設けるなど、生徒が主体的に参加し、意見表明する取組を一層進めるよう、各校に働き掛けのほうを行っていくという形になっております。

続きまして、7ページ以降につきましては、今年度、県の方が子ども白書を作成に向けて実施させていただいた子どもの実態調査についての項目、アンケート用紙を載せさせていただいております。それが大体30ページぐらいまでありまして、その後は国の法律、こども基本法のことですとか、大綱につきましてでありますとか、こども計画、それから、児童福祉法の改正の概要についての資料の方を付けさせていただいております。

以上でよろしかったでしょうか。

杉本副座長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、質疑等がありましたらお願いをいたします。

稲垣委員

いろいろ御説明いただきまして、ありがとうございました。

子ども条例の資料28ページのところで、子ども条例改正の現状と課題というのは一応整理をさせていただいてまして、ここでは3つにまとめてもらってあるんですが、今回条例の改正のスケジュールはその次のページにあるんですけども、今回改正するときのポイントとしてはこの3つが中心になってくるという理解でいいのかということと、後、今、国の方もこども大綱というのを出してきて、これからそういうのが出てくると思うんですが、そういうのとの兼ね合いとかは今度改正に当たってどういうふうに考えているのか、その辺り少しお聞かせください。

竹内少子化対策課長

改正のポイントとして書かせていただけないわけですが、次長の方から御説明させていただいたとおり、基本的には現状と課題を踏まえて改正をしていくということで、概ね今捉えている現状と課題がこの3つの項目という形で把握させてもらっているのですが、こういったものについては対応していくような条例の改正の項目になっていくと思いますが、調査の実態がまだ明らかになってないので、そういった状況ですとか、県議会の皆さんの御意見をいただいたりとか、そういった状況も踏まえて、こういった改正のポイントというのがこれに限定されるものではないというふうにご考慮しております。

この中で、3個目の項目でこども基本法に基づく取組というふうに書かせていただいておりますので、委員おっしゃられるとおり、年末までに閣議決定されると言われている大綱の内容も踏まえていくってということも入ってくるというふうを考えてございます。

稲垣委員

わかりました。これに沿ってということで、ポイントとしてそういうことのかなというふうに思います。

基本的なところで、今の子ども条例もできて10年ぐらいになっている中で、状況もいろいろ変わってきてるところあると思うんですが、ちょっとこれ気になるなと思うところが、この説明を聞いていても、基本理念のところなんかを見ても、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりという書き方とか、基本的にはそういった子どもにとって、より良い家庭や学校をはじめとする地域社会での経験とか、この地域社会という言葉がかなりあって、そういった地域社会を作っていくんですよっていうのが結構前に出てるのかなっていう気がします、今までの条例は。これはこれでそのときの時代背景があったんかと思うんですが、今、こども大綱なんか見ていると、こどもをど真ん中に置いたっていう言葉だとか、要は、もちろん地域社会を作っていくんでしょうけれども、そのこどもをとにかくど真ん中に置いた政策に変えていくんだっていう大きな方向が示されているのかなと思っていて、その辺りの基本的な考え方がこの10年前と変わってくるんじゃないかなってことを少し思ったりもするんですが、その辺りについてはどうですか。

西崎次長兼子ども政策総括監

その点につきましては、今度改正をするに当たっては、そういった変化の状況でありますとか、国の大綱で示されております内容についても含めながら、どういった形がいいのかっていうのも総合的に考えて、改正の方をさせていただきたいと思っております。

稲垣委員

今、中身は全然具体的におっしゃらなかったんですけど、これからこの討論会議でもいろいろ意見をまとめると思うんですが、やっぱり国も今言ってるよう

に、この中でも結構議論も出てるんですけど、こどもをど真ん中に置いた政策に変えていくんだっていう方向性って非常に大事だというふうに思っていて、ぜひそういう視点でやってほしいなっていうことを今思いました。

小島委員

御説明ありがとうございました。

12年経つわけなんですけれども、先ほど稲垣委員がおっしゃったように、やっぱり地域社会づくりに取り組むことを決意し、ですとか、割とたくさん地域社会づくりという言葉が今の条例には散見されるということは、いろんな課題は子どもたちにあるというのは5ページに既にもう書いていただいております、平成23年当時ですね。じゃあ、この条例を12年間運用することによって、本来の目的であった地域社会づくりがどのように変わったのか。どこが課題かって、どのように認識しているのかということをもっとお伺いをしたいと思います。

西崎次長兼子ども政策総括監

ありがとうございます。

確かに子どもを支える地域社会がどのように変わったかっていうところになりますと、すごくバクッとした形の言葉でしか表現できなくて大変申し訳ないんですけれども、様々な主体の方々が取り組んでいただいている役割の方を子ども条例では一定示させてはいただいておりますので、その役割に従った形で、それぞれの主体のところを取組の方を進めていただいているという状況で、子どもをしっかり守っていくとか、支援していくとか、そういった取組の方は少し進んではきているというふうには考えているところではございます。

ただ、具体的にこういったところっていう説明をさせていただくところになりますと、なかなか十分な説明ができなくて大変申し訳ないんですけど、現状としてはそういう状況はあるのかなというふうには考えております。

竹内少子化対策課長

関連で御説明になりますけれども、私どもで持っています子どもスマイルプランの中で、総合目標として、地域社会の見守りの中で子どもが元気に育っていると感じる県民の割合というのを掲げさせていただいております。その指標の状況によりますと、令和元年度ですので条例策定よりも大分後になってしまいま

すけれども、その現状値として 51.2%という指標の結果が出ておまして、その直近の実績、令和4年度の実績は 57.5%という状況で、徐々には上がってきている状態ということにはなっております。

小島委員

5 ページのところに、この子ども条例の策定された当時の背景が書いてあって、ここにもいじめや不登校というワードは出ています。このときにもう既にこの辺りの課題は認識をされていた。そして、12 年経って、なおやっぱり厳しい状況があるということが 28 ページに書かれています。

先ほどお答えいただいたときに、守り支援するという言葉、これはやっぱり主体は大人ですね。大人が子どもを守り支援するというふうなニュアンスでおっしゃったと思いますが、やっぱり今、子ども間の大きな転換、社会の大きな転換があって、子どもそのものの育ちをどうやって保障していくか、子ども自身をどうするかということがやっぱりターゲットされないと駄目なんだろうというふうに思うんですね。

そういうことを考えたときに、やっぱり時代も大分変わっていますので、条例の中にあるこの地域社会づくりという言葉、それから子どもという言葉、どこを主体に置くかっていうのが私は今回の改正の、私自身はですよ、肝ではないかなというふうに思いますので、その辺りの、今どうですかって言っても、こういうふうに考えますっていう結論は出ないかもしれませんが、私自身はやっぱり今の実態、それから子どもたちの状況を考えたときに、その辺に大きな実は課題があるのではないかと思いますけれども、その辺りの課題認識いかがでしょうか。

西崎次長兼子ども政策総括監

ありがとうございます。

委員おっしゃられる部分、子ども中心にっていうところは非常に重要なポイントかなというふうに私自身も感じているところでございます。

そういったものをどういった形でこの条例の中に落とし込むかとか、そういった部分については、まだまだちょっとお答えするようなところまで至らないので申し訳ないんですけども、私としては、子どもを中心、子ども自身にもいろいろな力もありますし、そういったところをしっかりと伸ばしてあげられる

というか、子ども自身がしっかりした形で考えていけるような、そんなところは重要かと思しますので、子どもを中心とした考え方というのも、何らかの形では子ども条例の方を考える上では認識しながら取組の方を進めていきたいと思っております。

小島委員

最後に1点確認させてください。

例示をしていただいた様々な取組は、どちらかというとな社会的養護下にある子どもが多かったように思いますけれども、この子ども条例は、全ての子どもの育つ権利を保障するという考え方ということでよろしいでしょうか。

西崎次長兼子ども政策総括監

おっしゃるとおりかと思えます。

小島委員

確認をさせていただきました。

アドボカシーについては、現在は、児童養護施設等々の子どもたちが対象だと思います。18 ページに立場が弱い子どもの声を聞くとありますが、私は全ての子ども声を聞くというのが、これからの考え方だと思いますので、これは今やっている場所がそういう何らかの厳しさや辛さを抱えたということでお書きいただいているという理解でよろしいですか。

西崎次長兼子ども政策総括監

現時点では、実際の取組対象となるお子さん、何らかの形で困難な状況にあるお子さんであるとか、課題を抱えているお子さんに取組をさせていただいているという意味でございます。

小島委員

実際、様々な施策を打っていく中で、どこにターゲットを絞るかっていうのは必要だと思うんですけども、あくまでもやっぱり条例の対象者は全ての子どもたち、三重県の中でしっかり育つようにということであろうと思しますので、そこを確認させていただきました。ありがとうございました。

稲森委員

何点か教えていただきたいんですけども、子どもが真ん中に置かれるっていうことが最も大切っていうお話もありましたが、この子どもの権利なり、子ども条例というものを子ども自身がこの10数年の中でどういうふうに理解をして、子ども自身がどういうふうに認識できてきたのか。子どもの権利っていうものを子ども自身がどういうふうに認識してきたのかっていうことを、客観的に評価をしているのかどうか、その辺をまず教えていただきたいと思います。

竹内少子化対策課長

資料の15ページの辺りの関連になるかと思いますが、子どもの権利について学ぶ機会の提供というところですが、ここで説明させていただいている子どもの権利ワークシートですとか、デジタル絵本という形を説明させていただいていますけれども、こちらの活用の状況について確認等をさせていただく中で、教育委員会さんの教育現場の中で活用いただくということになりますので、教育委員会さんを通じて確認させていただいたところなんですけれども、教育さんの人権的な権利教育の中で、こういったものについて活用するっていうようなところについては、令和3年度、4年度ともに、ほぼ全てと言ってもいいと思いますけれども、95.9%の学校でそういった内容についての学習がされてるというふうに伺っていますので、やはり一定、委員が言われるような状況に、そういう状況にほぼ全ての方が勉強されているという形で考えてございますけれども。

杉本副座長

教育委員会さん、何か御答弁いただくことありますか。

稲森委員

定着度合いを知りたい。

早田小中学校教育課長

現在この場で把握をしていないので、後ほど確認をしてみます。申し訳ございません。

稲森委員

どんな取組をしているかっていう定着度合いを聞いたかったですけれども、今の95%という回答はよく役所の方がやられるんですけれども、何か啓発の袋を作ったり、啓発のティッシュを駅前で配ったら、啓発ができたっていう評価をしてしまっているようなことだと思うので、そういう評価は絶対にしないようにしていただきたいと思います。

もう一つは、子どもアドボカシーの取組なんですけれども、いろんなノートを作って、社会的養護を必要としている子どもを現状は対象にっていうことなんですけれども、中でどういう仕組みになって、例えば子どもの意見をどこへどう勧告をしたり、第三者が取り扱って、どう改善に向けた何か仕組みがあるのかっていうのを詳しく教えていただきたいのと、それがどういうふうに運用してきたのかっていうのを聞かせていただきたいと思います。

西崎次長兼子ども政策総括監

まず、子どものアドボカシーの事業について、児童養護施設でありますとか、一時保護所に入所している児童さんにアドボケイトさんが、一時保護所では定期的に、月に1回、一時保護所の方に来ていただきまして、その場所でその時点で一時保護所に入所しているお子さんに対して、子どもの権利についてのお話でありますとか、表明することについてのお話であるとかっていうのをさせていただくとともに、個別で相談の対応、個別面談も行いまして、子どもの思いに沿いながら、意見表明の支援などをさせていただいているという状況でございます。

稲森委員

運用状況とか、何か成果とか。

西崎次長兼子ども政策総括監

運用状況でございますが、アドボケイトに関しましては、個別面談に至るまでは、なかなか数的には月に数人ぐらいになるんですけれども、大体皆さんに周知をさせていただくのは、毎月大体15名からぐらいのお子さん入所されてみえますので、そういったお子さんには意見表明のアナウンスというか、周知について

は説明をさせていただいているという状況でございます。

稲森委員

分かりました。

教育委員会にもう少し細かいところを聞かせていただきたいんですけども、子どもの権利条約の中にも、子ども条例の理念の中にも、子どもが意見を表明したりっていう権利であったりっていいことでもあります。まず教育委員会が現状不登校の原因を子どもたちから意見を聞いていないっていいことが僕は大きな問題があると思っています。

もう一つ言うと、教育委員会が設定している施策の中であったり、教育ビジョンのようなところ、教育大綱のようなところに、体罰を無くすっていいことが掲げていないっていいこと。つまり、子どもたちが抱えている不登校なり様々な問題を教職員の意見を聞いて、不登校の原因というのを現状分析しているような状況だと思うんですけども、今の学校の環境がこのコロナで不登校が増えたみたいなきれめられ方もするわけなんです。必ずしもそれだけではなく、その学校にいる大人の子どもの関わり方が不登校だったり、いろんなことにつながっているんじゃないかっていうことをもっと真摯に分析していくべきだと思うんですけども、見方を変えて転換をさせて、その辺どういうふうに考えていますか。

元水子ども安全対策監

御指摘ありがとうございます。

今言われたように、不登校の要因の中には、コロナの影響もありますし、後、法の方で教育機会確保法、この法が進んでいって、実際に学校に行くことだけではないんだって認識も一つあるんじゃないかなと思っています。

ただ、実際に子どもの声を聞いてるかって言われますと、ここで即答できる部分はなかなか持ち合わせておりませんので、今の御意見いただいた部分もまた持ち帰って、今後どうしていくかっていう部分をまたお伝えさせていただこうかなとは思いますが、よろしいでしょうか。

稲森委員

ぜひその辺もよろしくお願いします。

文科省や県が出している調査結果と、例えば不登校支援に関わってるNPOとかがまとめた不登校の要因って逆転してるんですよ。先生なりの不適切な対応ですとか生徒指導の結果、不登校になったっていう意見ですとか、あるいは生徒指導の後、自ら命を絶ったっていうことも今問題になってきていますので、その辺しっかり分析をしてほしいなということ。中身の話で恐縮ですけども、思います。

もう1点だけ最後にいいですか。もし御存知だったら伺いたいんですけども、東員町の子ども条例の特徴って御存知ですか。

西崎次長兼子ども政策総括監

大変申し訳ございません。ちょっと詳細のところは。

稲森委員

僕もちょっと少し前に町長さんから聞いて、へえと思ったんですけども、前文を作るなり条例の策定に子ども自身が入って策定したっていうことにこだわったんやっていう話を聞かせていただいたんですけども、具体的に条例の策定に向けて子どもの参画というのはどういうふうに入れていく考えがあるのか。そのために配慮するようなことっていうのを考えているのか。聞かせていただけたらと。

竹内少子化対策課長

来年度から、子ども条例と併せてこども計画の方も同時に策定の手続を進めていく中で、いろんな御意見を聞く場というのは考えておきまして、その中で子どもさんの御意見を聞く場というのは一つ考えてございますので、条例についても子どもの意見を直接聞く方法をとって、内容にも反映するような形で考えてございます。

稲森委員

このスケジュール案のこども会議っていうやつですか。

竹内少子化対策課長

基本的にその内容でございます。

稲森委員

その中身、もし考えているようなことあったら、もう少し分かる範囲で構成とか内容とか教えていただきたいなど。

竹内少子化対策課長

その内容とか具体的にはまだ決まってないのであれですけども、いくつかの班に分けて、子どもさんですので、普通に大人が集まって会議するように自然に議論がされるというわけではないので、そのファシリテートするような人を置きながら、私どもで考えている中間案とか最終案というような段階のものについて御議論いただくという形式では考えてございますけども。

稲森委員

分かりました。ありがとうございます。

東員町の前文は子どもが読んで分かるような、子どもに語りかけるような内容になっているので、ぜひ参考にさせていただけたらと思います。

藤根委員

説明ありがとうございました。

先ほど稲垣委員も改正の方向ということで現状と課題というのを言われたんですけども、平成23年4月1日に施行されて、丸12年、13年ぐらいになってくるんですね。この間改正がなくて、このタイミングでの改正っていうのは、ここ現状と課題3つありますけども、これは並列で考えていいんですか。

例えば、国の法律の改正があったから、どうしても変えなあかんとか、そこらの担当としての意識っていうか、そこらはどうなんでしょうね。

竹内少子化対策課長

子ども条例の改正の議論については、今年度から始まったわけではないと認識しておりますので、まずは子ども条例についての改正の御意見等を議会からも昨年度以前からいただいていると思いますので、その中で、今年度実施してい

る実態調査の結果を踏まえてやっていくということで、来年度がスタートに、中身の検討自体はスタートに実質的にはなってしまうわけですが、その中でこども基本法の関係のこども真ん中社会の取組が施行されて、ぐっと今年度進んできてるところでもありますので、法律自体はもっと前にできとったっていうのもありますので、全てが並列かって言われると、こども基本法に基づく取組というのは、進捗として、対応すべき度合いがぐっと高まってきたというような認識ではおります。

藤根委員

国の状況が子どもを大切にしていこうと。少子化対策の考えもあるのかも分かりませんが、子どもをしっかりと大切に子育てを支援していかなあかんという方向で今動いているので、条例を変えていただくのには良い時期だとは思いません。

ただ、やはりここの現状と課題に書いていただいているのが、やっぱりこの条例を作ったときとどれだけ変わっているのか、あるいはもっと課題が増えているのか。そこらの認識をもう一度確認させてください。課題としては今増えているんでしょうか。そこも踏まえてしっかり考えていくっていう理解でいいんですか。

西崎次長兼子ども政策総括監

確かにいじめであるとか、不登校、ここに挙げてます困難を特に抱える子どもの増加というところは、子ども条例を最初作ったときにも同じような状況は確かにあったと思いますけれども、やはり年次推移見ますと、条例ができてからも相談件数も含めて確実に増加をしておりますし、困難を抱える子どもたちっていうのが1つの困難ではなくて、その困難が多様化、重層化しているような状況もあるので、そういったことも考えますと、そういった子どもたちの状況を踏まえた形で、条例改正の方もしていく必要があるのかなというふうには考えております。

藤根委員

ありがとうございました。

本当にこの10数年で子どもの周りの状況というのは大きく変わってきている

ってというのは思います。

特に先ほど来、地域づくりが目的云々というお話もありましたけども、結局その地域づくりについても、先ほど御説明いただいた地域の見守りについての肯定する意見って言っても、なかなかそれでもって地域づくりが進んでいるというのは言えないんじゃないかなっていうところも思います。地域づくりがうまくいったら今の状況がないのかっていうと、それはちょっと何とも言えないところもあるとは思いますが、やはり今回この改正にあたっては、三重県としての子ども条例をこれからの子どもの育ちの支援につなげていくために、どうやって変えていくのかっていうところ、やっぱりしっかりと根本見据えておかないと、今回 12、3年変えてないわけですから、今回作れば、それがまた三重県の子ども政策の基本として 10 年、15 年続いていく形になるわけですから、そこらを踏まえた形のしっかりしたものを作っていきっていうところが大事かなと思いますし、後、こども大綱に関わって、先日の委員会でも三重県のこども計画もしっかりと作っていかなあかんというところもありましたので、そこらもしっかりと連携というか、うまくそれぞれ一緒に、もっと細かくしていく内容とか、そういうところあると思いますので、そこらもしっかりと本当に現状を踏まえた上で作っていただきたいなと思います。終わります。何かあったら。

西崎次長兼子ども政策総括監

御意見いただきまして、ありがとうございます。

私自身としては、子どもを取り巻く状況というのは、いろんな意味で多様化、複雑化、厳しい状況というのは非常に感じているところでございます。そういった子どもたちをしっかりとこれから先 10 年、10 数年先、中長期的にもしっかりとした形で支え、なおかつ子どもが豊かに育っていくような形で取組を進めていきたいと思っておりますので、そのための基となるのが条例であったり、基本計画というところにつながるのかなと思っておりますので、もちろん条例と計画の方も連動させながら、しっかりと来年度、改正に向けて取組の方を進めていきたいというふうに思っております。

小島委員

アンケートのことを教えてください。前回と状況が変わった中で、アンケートに増やしていただいたりとかする内容はありますかというのが 1 点と、それ

から、今不登校が増えているっていうお話があるんですけども、学校につながっていない子どもたちの思いや意見というのは、このアンケート以外に把握する方法というのは、私も分かってないので、あるのかどうか、その辺りお聞かせいただけますか。

竹内少子化対策課長

手元に資料がないので網羅的にはちょっとお話はできないかもしれないですけども、アンケートの項目につきましては、資料2の7ページから付けさせていただいておりますけれども、今回、前回までやってきた調査で使っていたアンケート項目と変わってるところが、貧困の関係ですとか、ヤングケアラーの関係の実態の把握につながるような質問の項目を入れさせていただいているというのが大きなポイントになっております。

具体的には、ちょっとページ数をどうしても印刷上少なくするために分野別に入り繰りしてるところがあったり分かりにくかったら申し訳ないんですけども、例えばこの資料の16ページのところの間24ですとか間25、それから戻って申し訳ないですけど、15ページの間22からですね。こういったところがヤングケアラーにつながる質問でございまして、基本的に国がやってる調査との比較を考慮しまして、国がやってる調査と同様の項目を抽出するような形で、具体的には16ページにある絵もそのまま国の調査でも載ってるんですけども、こういった形でヤングケアラーのことを入れたりですとか、貧困については、保護者調査について、この資料の29ページですけども、例えばこの保護者向けの調査の間25のところですけども、世帯の収入の項目を聞くことで、今回の調査では、今まではちょっとしてなかったんですけども、保護者の調査とその保護者の子どもが紐付くような採番をしております、そこでその貧困の状況との分析ができるような形で調査を設計させていただいておるところが違うところかなと思います。

それから、2点目の不登校の問題で、学校につながっていないような子どもたちに対してどういうふうの実態を調べに行くのかっていう御質問だったと思うんですけども、具体的にはこの今説明させていただいたアンケート調査は学校にお願いして学校でやらせていただいておりますので、当然学校でっていうことになってきますので、更にこのアンケート項目もすごくたくさん入れるわけにいかなくて絞ってるところもあったりとか、こういったアンケートという形

で聞く方がいいものと、そうじゃないものもあるってということで、実態調査の調査の方法として、このアンケート調査だけでは考えてございませんので、例えばそういった学校につながっていないような子どもがいるようなところがあれば、そこに聴き取り調査に行くとか、ほかの補完手段の調査も考えてございますので、そういったことを含めて、なるべく実態をつかめるような形で調査を進めたいと、実際、今調査してるつもりですけども、そういう状態でございます。

小島委員

学校の中の苦しさと、学校につながっていないことの苦しさと恐らく両方あると思っていて、やっぱりどうしても学校につながってないと18歳までの子どもたちが抜け落ちるっていうことがあるかなと思うので、そこは丁寧にやっていただきたいなと思います。

これは、記述はなくて、選択式のアンケート調査ですよ。と思うんですけども、なんか私個人的に一番聞きたいなっていうのは、例えばその問33のどのぐらい生活に満足していますかって聞いたときに、そこを選んだ理由がやっぱりきちっと知りたいなって、子どもたちの言葉で書いてあると、なお分かるのかななんていうふうにも思ったりしたので、これをどうやって分析されるかっていうことはあると思うんですけども、できるだけ丁寧に、やっぱり子どもたちの状況が厳しくなっているという御認識があるというふうに御回答いただいたので、であるならば、更に詳細な分析、どこに課題があるかということ、もっと丁寧に必要かなと思うので、そこをぜひお願いしたいなと思います。ありがとうございました。

稲森委員

このアンケートは、高校生以外は、高校2年生って書いてありますけど、小学校とか中学校はどういうふうにしていいのかということと、キッズモニターみたいなやつとはどう関係してるのか、その辺聞かせていただけますか。

竹内少子化対策課長

ちょっと締切りの関係があったので高校生向けを付けさせてもらっているんですけども、小学校5年生と中学校2年生と高校2年生という形で調査をさせていただいています。

キッズモニターについては、様々な子ども福祉ではないような全庁的な政策の関係で広聴の手段として使わせていただいたりしてるところもございますけれども、これだけたくさん項目をキッズモニターのアンケートでって今のところは考えてないんですけども、この調査の分析を進める中で、違う側面から分析したいというのがあったときに、内容を絞るとかいう形を含めた上で、キッズモニターを活用したような補足のアンケート調査をするっていう考えももちろんありますので、ちょっと今判断をしてるわけではないですけども、必要であればそれも活用してやっていきたいと思っています。

稲森委員

キッズモニターって結構繁盛してるんですか。

西崎次長兼子ども政策総括監

キッズモニター登録者数としては、令和4年で大体560登録があつて、ちょっと今横ばい、令和3年、令和4年は同じぐらいですけど、微増というか増加はしているという状況でございます。

稲森委員

ありがとうございます。

杉本座長

アンケートについて、ほかございますか。

アンケートで一つお尋ねしたいんですけど、このアンケート作成については、教育委員会との連携とか、教育委員会がまた独自のアンケートをするとか、そういうのはありますか。

早田小中学校教育課長

このアンケートを教育委員会としてどうするかというところは、今後検討してまいりたいと思っております。

杉本座長

作成に当たっての連携はされましたか。

山本課長補佐兼班長

昨年度から、この白書の調査というのは検討しておりまして、その際にももちろん教育委員会の方にも話を伺いながら、それから設問の内容も全て相談しながら作成をさせていただいております。

杉本座長

アンケートについてはよろしいですか。

1時間程度経過いたしましたので、一旦休憩とさせていただきたいのですが、よろしいですか。

一旦休憩とし、再開は14時15分をお願いいたします。

(休憩)

杉本座長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか、質疑等がありましたらお願いいたします。

今井委員

まず、子ども条例の中で、第4条で県の責務ってあるんですけども、そして第6条で学校関係者等の役割ってことで、こちらは努めるものとするということなんですけど、県の教育委員会はどっちに入るとるんですか。学校関係者等の方、6条に入るのか、県の責務の方に三重県教育委員会は入るのか。そこをまず教えてもらっていいですか。

竹内少子化対策課長

教育委員会も県でありますので、県の中に入らないということはないと思いますので、県の中に入っていると思いますが、その学校関係者っていうその現行の条例の6条の定義の問題だと思いますけども、関係者というので、その学校のいわゆる先生だけではないっていう意味合いも含んでいるのは間違いないと思う

んですが、学校現場の教員が入ってるかどうかというところだと思うんですけども、その辺の境目ははっきりとは認識してないだけだと思うんですけども、学校関係者の中に基本、学校現場の先生も入っていると思われまして、県の中に県教育委員会なり学校の現場が、県の教育委員会、市町の教育委員会の場合もありますけども、立場で入ってるっていう場合もあると思いますので、両方に関わってるっていうふうな理解かと思います。

今井委員

その辺もまたちょっとある程度、また今後、条例改正するときに、要は、第4条は責務なんですね。責務を有するということと、後、学校関係者等っていうのは努めるものとするということで、三重県教育委員会が第4条に入るのであれば、そこにちゃんと意識を持って、学校の方の教育委員会として様々な施策、子どものためのものを作っていってもらわないといけないと思いますので、その辺も今度、子ども条例改正のときには、ある程度明確にしてもらえればなと思いますので、よろしく願いいたします。

引き続きですいません。あと2つもう簡潔にいきたいと思います。先ほど来、アンケートのところで、いろいろ主体の中で保護者は役割ということで第5条の方であるんですけども、今回はちょっと県の取組っていうことの中で限られたものを多分説明いただいたと思うんですけども、保護者へのアプローチというのは、この保護者用アンケートと、それ以外にどういったことがあるのか。そして、保護者用アンケートというのは、毎年、何月ぐらいにやっていただいているのかっていうのを教えてもらっていいですか。

竹内少子化対策課長

アンケートは、条例の規定に基づくアンケートですけども、これまではずっと子ども白書を作るための調査という形でやってきていますので、毎年やるってことではございません。

保護者の関係は、県の取組を中心っていうことで書いてあるんですけども、保護者の役割としてはその5条に書いてあるとおり、子どもを大切に育てる責務ということですので、基本的には自分が養育することっていうことになってくると思いますので、この子ども条例に関して、保護者の役割というか、保護者が関わってくるっていうところで、県から見えている事業で言いますと、説明で

若干触れたかもしれませんが、スマイルワークという事業がありまして、保護者の方、学齢期に達しない場合も結構多いですけども、そういった方がワークショップなんかをする取組がありますので、そういったものを通じて、同じ境遇にある方と意見交換をしながらとか、そこで気づきを得たりっていう形で、自身の子育てに活用してもらっている取組はさせていただいているので、そういった部分で掛かってくるというのはごく限られた部分ですけども、見えてるところはございます。

今井委員

先ほど条例の教育委員会さんの役割とか、市町教育委員会さんはこの市町の役割のところに入ってくるのか、どうなのかなっていうのも、また教えてもらいたいと思うんですけども、要は、子どもを中心に、子どもたちの様々なこういった基本理念に基づいた社会を作っていくために、それぞれの主体の役割をこの条例で書いていただいているので、やっぱりそこに積極的に様々なものに参画してくれる保護者と、なかなか参加できない保護者がいらっしゃると思いますので、そういったときは、教育委員会を通した、子どもを通した保護者へのアプローチっていうのもとても重要になってくるのかなと。

先ほどの保護者用のアンケートというのが、子ども白書を作るためのアンケートとしてはもったいないなという、この保護者の方々の子育てを取り巻く状況等調査というのは、子どもの意見とともに、保護者の方に子どもに対するこういった取組に参画をしてもらうと。実情を把握していく、よりきめ細かく把握していくってことでは、こういったこと、保護者用の今これが一つのやってもらっていることとして言ってるだけで、ほかに良い方法があればと思うんですけど、保護者との連携というものを、また、保護者へのアプローチというものも、更に強化をしていくことが、結果として、子どもたちの権利を守ったり、子どもたちの生活を守ることになると思いますので、そういったことも大事なかなというのを感じさせてもらいました。

最後に1点。市町なんですけど、例えばこのニーズ・シーズの登録制度っていうところは、これ見ると、県が県社会福祉協議会の方に委託をしてやってもらったということ、この資料自体が県のやっていることを中心に書いてもらっていると思うんですけども、市町との役割分担というか、その辺はどのようにされておるのか。当然、県でできること、やるべきことと、市町の方でやっていただく

こと、また役割分担もしながらということで、今後作ってもらう計画でも都道府県の計画、市町の計画、一体的なものを作っていく方がいいというようなことを書いてもらってあるのかなと思うんですけど、市町というのは、どのようにこの三重県の子ども条例に対して、市町は役割というのが書いてありますけども、実際に条例に沿った市町がやるべき事業というのは、実施してもらっているかどうかのチェックっていいですか、打合せというか、そういうのはできておるんですかね。

竹内少子対策課長

この条例ができたときに、この市町の役割というところにどういった形で書いておくかっていうのは、それなりの議論があったというのは聞いてございますけれども、現時点で事実として、子ども条例を意識した市町さんの取組っていのを具体的に把握するような形では、実はやってございませんので、今後、改正、あるいは子ども計画の策定に向けて必要に応じて、市町さんの取組も含めてやっていくということになりますし、最初、今井委員おっしゃっていただいたニーズ・シーズのマッチングの事業は、基本的には子どもの居場所づくりの關係の事業でやってるものを紹介させていただいているんですけども、居場所づくりについては、結果論的にははっきりした役割分担がまだできる状況じゃないぐらい草創期みたいな感じで、絶対的な物量が足りないというような認識で私はおまして、重複してるようなところ、あるいは全くその市町によっては取組に温度差があるところもありますので、県が今の段階では結構踏み込んで、直接事業させていただいている段階なのかなというふうに感じております。

今井委員

子どもの居場所の一つとして放課後児童クラブとかがあるんだろうと思いますけど、やっぱりそこは各市町が交付金とか、補助金とか、窓口になってやってもらっとるのかなと。だから、そういったところのニーズとか、そういったことも日頃聞かれとるのかなと。こことは別で、このニーズ・シーズの登録制度とは別で聞かれとると思うので、そういったところの情報共有というのもとても重要なこと。だから市町と県が、この市町の役割を果たしてもらう。もっと言えば、第11条の4号のところ、子どもの育ちを見守り云々って書いて、保護者とか学校関係者等の後に、「並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整

備を行うこと」っていうことで、施策の基本となる事項の第11条に書いてもらってあるので、やはり市町もこの子ども条例をしっかりと御理解もいただきながら、また、市町の意見も取り入れながら、そういった市町が行う事業、活動の促進を図っていくことが大事かなと思いました。

先ほど稲森委員が言われた、東員町が子ども条例を作ってもらったっていうことも、やっぱり県の条例としっかりと連携していかないといけない部分かなと思いますので、その点で、保護者並びに市町との更なる連携っていうのをしていくべきだと思いますので、ここで発言をさせていただきました。

世古委員

先ほど今井委員も言われたんですけど、この各主体の役割の中で、いろんな保護者であったり、県民とか市町もありますけど、県はいろんな主体のところを結びつける役割を担うという解釈でいいんですか。

竹内少子化対策課長

県は逆にその4条で責務というふうに直接書かせていただいてあって、委員おっしゃられるとおり、連携が図られるように間に入っていくっていうことも大事な取組で役割だと思いますけども、それだけではなくっていう形で直接させてもらうような取組もあるっていうのが現行の整理だというふうに考えています。

世古委員

してないとは言っていないですけど、この各主体のところってどっかが間に入って結びつけていかんと、なかなかもう主体主体で進んでしまったら、やっぱり弱いし、ここに書かれているように、連携、協働っていうことを本当にしていこうと思うと、県の方の取組に各事業に対しての支援も必要だと思うんですけど、どっかが間に入ってそちらを結びつけていかないと駄目だと思うし、それは多分事例としてはこちらにも報告はきていますが、県下全域となってくると、なかなか難しいところがあるんじゃないかなと思うので、聞かせていただきました。その辺のお考え、今後ですよ、今までのことは今までのことですけど、今後のお考えを聞かせていただけたらと思います。

西崎次長兼子ども政策総括監

ありがとうございます。

この各主体の役割というのは、現条例で示させてはいただいておりますし、それはそれぞれの主体でやっていただくことはもちろんですが、確かにそこをきちんとつないでいけるとか、その役割、やっていただいている内容をきちんと把握していくっていうことは、非常に重要なことというふうに思っておりますので、その点については、やはり県の方もしっかりそういう意識も持ちながら、特に市町さんでありますとか、おっしゃられました直接保護者さんでありますとかっていうところもしっかりつながっていくような形で進めていけたらというふうに思っております。

世古委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、現状と課題ということで、困難を抱える子どもたちということで、いじめ、不登校、自殺とかって数値的にも出していただいておりますけど、事が起こってしまったというか、いじめにあったとか、そういうことのもう起こった後のことになってくるんですけど、やはり普通に生活しているというか、学校へ通っている子どもたちも全くそういうことにならないとは限らないので、やっぱりそういう子どもたちを増やさない対策も大事だと思います。

そういう中で、多分先ほど言った各主体のところの子どもたちの変化に対する対応とか、こういうことがあるから防いでいかないかんということで、今、普通だけでも、今後そうなる可能性のある子を出してはいけないと思うんです。だから、学校現場であつたら教職員の人であつたり、地域であつたら地域ボランティアの人であつたり、いろいろな方の声を聞いていくということも大事かなと思うんですけど、その点はいかがですか。

西崎次長兼子ども政策総括監

ありがとうございます。

委員おっしゃられるとおりでございまして、いろいろな取組を進めるには、やはり現状でありますとか、対象者の方々の状況でありますとか、そういったところはしっかり把握した上でいろいろな取組の方を進めていくことは重要かと思っておりますので、状況把握には今後も一層努めていきたいと思っております。

元水子ども安全対策監

先ほどの件で、やっぱり未然防止してくってというのが一つかなと思っています。再発も含めて、こういうことが起こらないようにってということで、教育委員会の方でも外部人材をたくさん入れていくという形で、弁護士さんを入れたり、後、先ほど言いましたように、その地域の人材も豊富にありますので、そういう人材バンクを使って、どんどん専門性の高い人材から学んでいくっていう学習もしております。

世古委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで言うところとちょっと論点ずれていくんですけど、やっぱりそうなるってと、学校現場の労働環境とかそういうこともありますし、地域で言えば地域の自治会とか地域のボランティアさん、そういうところの活動をどうしていくかっていうことも必要になってくると思ひます。

ただ、この場でそれを議論することは今できないと思ひんですけど、多岐にわたってくるので、そういうことも頭に入れながら進めていっていただけたらなと思ひます。

石田委員

子どもにいろいろな現象が現れてますけども、それは子どもを取り巻く環境がよくなくて、そういう取り巻く環境に原因があつて、現象が子どもに現れていると思ひますけれども、その取り巻く環境って誰が作ってきたかっていうと、大人が作ってきて、しかも大人の生き方そのものが子どもを取り巻く環境なので、各主体の役割でいろいろな機関がいろいろなことをすると書いてありますけども、そもそも大人の日常の生き方が子どもにとっての一番の影響を受けやすい環境なので、私たちが日々どう生きるかが一番大事なところなので、ぜひそういう視点をどっかに入れてもらわんといかんかなと思ひます。

やがて調査結果が出るようですが、例えばスマートフォンもかなり見ている時間が長くなっている傾向がありますが、大人が自分らは見とって、子どもに見るなって言うたってそんなもの言うこと聞くはずないので、大人自身に変化をすれば、子どもに変化が起きてくると、そういう視点があると私は思ひますので、

ぜひ御一考いただきたいと思います。

元水子ども安全対策監

いじめ問題に関して言わせていただくと、社会総掛かりっていう言葉があるんですが、言われるとおり、これはもう子どもだけの問題じゃなくて社会の問題だと。特に地域とか家庭との連携ということを強調しております。そういう部分では、ささいなサインとか、そういうのもやっぱり地域とか家庭が拾っていくとか、取りこぼさないっていう部分では今の石田委員の御意見も重々取り組んでいきたいと思っています。

石田委員

もう1回言うと、子どもをしっかりと見るということも大事ですけど、大人自身が日々どう生きていくかをしっかりもう見ているので、子どもは。思ってる以上に見えていますので、大人一人ひとりがどう生きるかっていう視点が実は一番子どもの問題とか子どもの生き方に直結していくんだらうと思いますので、そういう視点が欲しいなということです。

石垣委員

私も1点聞かせてください。

18 ページの子どもアドボカシーのところ、現在、三重県として主体的にやっていたりしている中で、子どもアドボカシーセンターMIEさんが非常に三重県内でも主体的にやっていたりしている中で、このアドボカシーセンターMIEを中心に県内でどういった取組、また、啓発活動とか、講習会、研修会、こういったところも県としてどういう形で関わられているのか、情報把握をされているのか、その辺もお聞かせいただきたいのと、後、県内にいろんな市民団体さんとかで、子どもの声を聞くっていうところを重点的にやられてる団体さんとかがほかにいろいろあるとすれば、県としてこれを把握されて、それぞれの市町や団体さんとかでやられてる情報っていうのを県も情報収集しているのかどうか、この辺りちょっとお聞かせいただけますか。

西崎次長兼子ども政策総括監

まず、今回の児童養護施設でありますとか、一時保護所に意見表明をサポート

する支援員のアドボケイトを派遣させていただいています。アドボケイトさんにつきましても、県内の団体さんに県の方が委託をさせていただいて、アドボケイトとして取組の方をしていただいているっていう状況でございます。

ちょっと不確かで大変申し訳ないんですけど、委託させていただいた団体さんも、センターさんとは関連のある団体さんだったような気が、また確認をさせていただきますが、引き続きセンターさんとも連携を取っていったらなというふうに思っております。

石垣委員

ぜひ県内の中で、非常に積極的に取り組んでいただいている団体、僕らもその方々から幾度となくお話も聞かせていただいたりとか、そういった課題等も私も直接その団体さんから聞かせていただいたりしている中で、やはり北勢エリアであったりすると、なかなかここから三重県全体に広がっていかないっていうところは、ぜひともその辺りは三重県としてもいろいろこういう活動をやられてるところの範囲を広げていくっていうところは、県として広域でやっていただきたいなっていうところはぜひお願いをしたいと思いますし、もしほかにもいろいろと県内でこういったアドボケイト、子どもアドボカシーについてやられている、取り組まれているところがあれば、情報を入れられているようであれば、私たちにもまた教えていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

今井委員

今日の子ども条例のことではないんですけど、いいですか。

事務局の方で依頼をさせていただいて、子どもの第三の居場所は資料いただきました。

幼保小連携に係る資料については、教育委員会事務局において作成していただいておりますということなんですけど、改めてちょっと確認だけさせていただきます。幼保小の連携の取組は、子ども・福祉部が主担当ではなくて、教育委員会が主担当っていうことでよかったんですけど。どちらですかね。小学校の方からアプローチを幼保にしとんのか、幼保の方が小学校にアプローチをするのであれば子ども・福祉部か、どちらかかなと思うんですけども。

早田小中学校教育課長

幼保小連携の取組は、センターを令和2年から立ち上げまして、その事務の運営は教育委員会と子ども・福祉部双方で担ってやっているという状況でございます。

今井委員

それで、今回の資料は教育委員会さんが中心に、子ども・福祉部さんと連携をしながら現在作ってもらってるってことでいいということですね。わかりました。

石垣委員

聞かせていただいた先ほどの子どもアドボカシーセンターMIEさんとか、いわゆる県内で活動している市民団体さんとかの声もこの子ども条例の中にふんだんに反映をされる、そういった声もこの中に盛り込まれていく予定あるのかどうか、ちょっとそこだけお聞かせください。

西崎次長兼子ども政策総括監

やはりいろいろそういった子どもの声を聞いていただいている団体さんですので、どこまで反映するかは今後のことではありますけれども、実態であるとか状況については参考として聞かせていただきながら検討していきたいというふうに思っております。

石垣委員

ありがとうございます。

稲森委員

参考資料の最後のところを教えてくださいたいんですが、都道府県のこども計画と市町村のこども計画のところ、ここ10年とか20年のと今と比較して、国とその地方の関係というのは随分変わってきていて、例えば国が市町村に対して義務付けていた計画というのがかなりだんだん減ってきているのかなというふうに思うんです。

今の子どもだけじゃなくて、あらゆる計画というのが、市町村の義務というの

が努力義務ぐらいになってきている。そういう方向にあると思うんですけども、都道府県と市町村の計画を一体のものとして策定できるっていう手法は具体的にどういうものなのか。市町と共同して一本の計画を作るっていうものなのか。その辺詳しく教えていただきたいのと、特に市の中で、もう計画が多すぎるっていう話をよく聞くんです。子どもだけにかかわらず、いろんな計画作れ、作れっていうことで、限られたマンパワーの中でもう計画を、魂が入ってないような計画でもたくさん作らなければいけないみたいなので悩んでいるっていうことを聞いたことがあるんですけども、これから国なり県が市町村に対するそういう強制力を持った関与ができなくなっていく中で、どうやって県が市町村の格差というのをなくしつつ、この子ども政策というものを子ども条例というものを進めていく。特に時代のそういう情勢の変化、情勢の変化っていうのは国と地方との関係の変化っていうものをどう捉えて取り組んでいくかっていう2点聞かせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

竹内少子化対策課長

こども計画の関係で、法律の規定上、一体的に策定することができるっていうのは、都道府県は都道府県で、市町村は市町村で、それぞれのこども計画とそれに関連するほかの計画を一体として作成することができるっていう形かなというふうには考えています。

対等、協力の関係の中で、国と地方の関係、県と市町村の関係というのが変わってきている中で、強制力を持ってできないっていうのは当然そういう状況にはなってきているので、やっぱり我々としては、その必要性をより認識してもらおうというところから、もう正攻法でいくしかないのかなというふうに考えてはおります。

稲森委員

分かりました。ありがとうございます。

杉本座長

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

なければ、これで執行部からの聴取調査を終了いたします。

当局には御苦労さまでした。

ここで執行部職員が退出しますので、着席のままお待ちください。

それでは、委員間討議を行います。

本日の聴取調査について、御意見のある方はお願いいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

なければ、これで委員間討議を終了いたします。

次に、次回の政策討論会議の内容について、御協議願います。

今回は 11 月 15 日の会議で決定したとおり、慶応義塾大学の中室牧子様から意見聴取するため、令和 6 年 1 月 19 日（金）10 時から開催いたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

また、午後については、今後行う提言についても御議論いただきたいと思しますので、19 日は午前が聴取、午後は委員協議ということで御承知おきを願いたいと思います。午後もあります。

加えて、前回お願いしました意見シートの提出について、1 月 10 日が締切りですので、意見シートの提出をよろしくお願いいたします。

本日、御協議いただく事項は以上となりますが、ほかに何かございませんか。

(発言する者なし)

なければ、以上で第 10 回子どもに関する政策討論会議を閉会いたします。

委員の方には御協議願うことがありますので、そのままお待ち願います。

委員及び事務局以外の方は退室願います。

(以上)